

地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名： 西川町

○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号～第4号関係)

1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

- 山形県地域公共交通計画<施策・事業3-2-1>地域内交通ネットワークについて、町内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
 - ・西川町地域公共交通活性化協議会における、町内交通ネットワークの課題に関する2回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（西川町）
 - ・西川町外に影響する公共交通の検討・協議、及び地域別部会への提案・協議（西川町）
- 山形県地域公共交通計画<施策・事業1-1-1><1-2-1>によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP等のデータを適時適切に提供する。（西川町、事業者）
 - ・GTFS-JPの作成・提供（西川町）
- 山形県地域公共交通計画の<施策・事業3-1-1>に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（西川町）
 - ・地域公共交通計画の<施策・事業2-1-1>によって導入される交通系ICカードについて、町民や来訪者への普及啓発（事業者、西川町）
 - ・本事業対象路線・サービスに対して交通系ICカードの導入の検討（西川町、事業者）
- その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。
 - ・路線バスやデマンド型乗合タクシーも含めた公共交通のネットワークが一目で分かる公共交通マップの作成・市内全戸配布（西川町）
 - ・路線バスやデマンド型乗合タクシーの具体的な利用例を示し、公共交通利用のきっかけづくりや啓発活動を行い公共交通の利用拡大を図る（西川町）

2. 運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を作成し添付

3. 運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

○山形県地域公共交通計画 大目標 数値目標 2 の西川町相当分の達成

- ・ 県全体目標値（目標年度：R7）

RESASの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人

- ・ 西川町目標値（目標年度：R7）

県外 607 人、県内 549 人

○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標 3 の西川町相当分の達成

- ・ 県全体目標値（目標年度：R7）

市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人

- ・ 西川町の目標値（目標年度：R7）

12.60 回／人（直近年度の実績 55,032 人）

○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標 4 の西川町相当分の達成

- ・ 県全体目標値（目標年度：R7）

市町村の移動サービスに対する負担額

地域鉄道：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 5,602 万 8 千円）

路線バス：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）

コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）

デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）

タクシー：1 億円（直近年度の実績 3,000 千円）

- ・ 西川町目標値（目標年度：R7）

路線バス：38,718 千円（直近年度の実績 48,523 千円）

デマンド型乗合タクシー：6,835 千円（直近年度の実績 1,173 千円）

○上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

道の駅にしかわ寒河江駅線 他 町営路線バスの年間利用者数：55,032 人以上

（直近年度の実績 55,032 人）

町営路線バスの収支率：32.6%以上（直近年度の実績 32.6%）

町営路線バスの町負担額 4,852 万円以下（直近年度の実績 4,852 万円）

デマンド型乗合タクシーの年間利用者数：106 人以上（直近年度の実績 106 人）

デマンド型乗合タクシーの収支率：42.6%以上（直近年度の実績 42.6%）

デマンド型乗合タクシーの町負担額 683 万円以下（直近年度の実績 117 万円）

○事業の効果

- ・ 上記路線及びデマンド型乗合タクシー運行区間の運用・維持することにより、町営路線バスの運行が無い集落の高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、幹線・支線、デマンド型乗合タクシー運行区間のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

○上記目標・細目標の評価手法・測定方法

- ・ 上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、西川町地域公共交通活性化協議会や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るデマンド型乗合タクシーについて、その運行に係る費用総額 683 万円のうち、西川町から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

また、デマンド型乗合タクシーへの上記西川町の補助金額も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する西川町の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係）

5. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（1）事業の目標

該当なし

（2）事業の効果

該当なし

7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

○その他申請に関する事項

9. 協議会の開催状況と主な議論

○ 山形県地域公共交通活性化協議会（全体協議会）

<令和 3 年度>

- ・ 令和 3 年 6 月 28 日（第 1 回）：国庫補助要綱改正を踏まえた地域公共交通計画の修正についての議論
- ・ 令和 3 年 8 月 25 日（第 2 回）：地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画認定申請の提出等についての議論
- ・ 令和 4 年 1 月 31 日（第 3 回）：令和 3 年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論
- ・ 令和 4 年 3 月 24 日（第 4 回）：令和 4 年度地域内フィーダ一系統確保維持費国庫

補助金の手続き等について

<令和4年度>

- ・令和4年6月27日（第1回）：地域公共交通計画の修正等についての議論

○ 山形県地域公共交通活性化協議会（地域別部会）

<令和3年度>

山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（村山）

- ・令和3年11月（書面協議）：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更
- ・令和4年1月（書面協議）：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更
- ・令和4年2月（書面協議）：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更
- ・令和4年3月（書面協議）：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更

○ 西川町地域公共交通活性化協議会

<令和3年度>

- ・令和3年6月2日（第1回）：地域公共交通活性化協議会の設立
- ・令和3年11月24日（第2回）：町内公共交通の現状把握と今後の方向性の整理
- ・令和4年3月14日（第3回）（書面協議）：地域公共交通計画（案）の策定議論

○ その他

- ・令和3年6月：町地域公共交通に関する町民対象のアンケート調査実施
- ・令和4年2月中旬～3月中旬：地域公共交通計画（案）のパブリックコメント実施

○ 山形県主催の補助要綱改正等の内容説明会

- ・令和3年4月20日：補助要綱の改正とそれに伴う県計画の修正の説明・質疑応答

10. 利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により西川町民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

本町では、西川町地域公共交通活性化協議会の構成員となっている利用者代表等から意見を聴取するほか、運業者からの状況聞き取り、区長・町内会長等との意見交換等から利用者の意見を把握し、施策の反映につなげている。

11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を作成し添付

12. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要

【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

(1) 過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

該当なし

(2) 交通手段の検討状況

該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 山形県西村山郡西川町大字海味 510

(所 属) 西川町政策推進課

(氏 名) 服部敦嗣

(電 話) 0237-74-2112 (直通)

(e-mail) kikaku@town.nishikawa.yamagata.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
西川町	月山観光タクシー(株)	大井沢ルート (1) (大井沢、本道寺、 月岡、水沢、綱取)		西川町内		往 km 復 km	241日	964回			区域運行	②(1)	「道の駅にしかわ」で地域 間幹線バス系統 道の駅に しかわ寒河江駅線と接続	①
	月山観光タクシー(株)	小山ルート (2) (小山、入間、沼山、 原)		西川町内		往 km 復 km	241日	964回			区域運行	②(1)	「道の駅にしかわ」で地域 間幹線バス系統 道の駅に しかわ寒河江駅線と接続	①
	月山観光タクシー(株)	岩根沢・小沼ルート (3) (岩根沢、小沼)		西川町内		往 km 復 km	241日	964回			区域運行	②(1)	「道の駅にしかわ」で地域 間幹線バス系統 道の駅に しかわ寒河江駅線と接続	①
	月山観光タクシー(株)	東部エリア (4) (睦合、吉川、海味、 間沢、道の駅にしか		西川町内		往 km 復 km	241日	723回			区域運行	②(1)	「道の駅にしかわ」で地域 間幹線バス系統 道の駅に しかわ寒河江駅線と接続	①
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
西川町	月山観光タクシー(株)	大井沢ルート (1) (大井沢、本道寺、 月岡、水沢、綱取)		西川町内		往 km 復 km	241日	964回			区域運行	②(1)	「道の駅にしかわ」で地域 間幹線バス系統 道の駅に しかわ寒河江駅線と接続	③
	月山観光タクシー(株)	(2) 小山ルート (小山、入間、沼山、原)		西川町内		往 km 復 km	241日	964回			区域運行	②(1)	「道の駅にしかわ」で地域 間幹線バス系統 道の駅に しかわ寒河江駅線と接続	③
	月山観光タクシー(株)	(3) 岩根沢・小沼ルート (岩根沢、小沼)		西川町内		往 km 復 km	241日	964回			区域運行	②(1)	「道の駅にしかわ」で地域 間幹線バス系統 道の駅に しかわ寒河江駅線と接続	③
	月山観光タクシー(株)	東部エリア (4) (睦合、吉川、海味、間 沢、道の駅にしかわ)		西川町内		往 km 復 km	241日	723回			区域運行	②(1)	「道の駅にしかわ」で地域 間幹線バス系統 道の駅に しかわ寒河江駅線と接続	③
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
西川町	月山観光タクシー(株)	大井沢ルート (1) (大井沢、本道寺、 月岡、水沢、綱取)		西川町内		往 km 復 km	241日	964回			区域運行	②(1)	「道の駅にしかわ」で地域 間幹線バス系統 道の駅に しかわ寒河江駅線と接続	③
	月山観光タクシー(株)	小山ルート (2) (小山、入間、沼山、 原)		西川町内		往 km 復 km	241日	964回			区域運行	②(1)	「道の駅にしかわ」で地域 間幹線バス系統 道の駅に しかわ寒河江駅線と接続	③
	月山観光タクシー(株)	岩根沢・小沼ルート (3) (岩根沢、小沼)		西川町内		往 km 復 km	241日	964回			区域運行	②(1)	「道の駅にしかわ」で地域 間幹線バス系統 道の駅に しかわ寒河江駅線と接続	③
	月山観光タクシー(株)	東部エリア (4) (睦合、吉川、海味、 間沢、道の駅にしか		西川町内		往 km 復 km	241日	723回			区域運行	②(1)	「道の駅にしかわ」で地域 間幹線バス系統 道の駅に しかわ寒河江駅線と接続	③
			(5)			往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

西川町デマンド（予約）型乗合タクシー 主な拠点施設（目的地）

◎睦合・海味・間沢地区内の事業所等と「道の駅にしかわ」が目的地となります。

No.	地区	施設等名称	No.	地区	施設等名称
公共施設等			金融機関等		
1	海味	西川町役場	16	海味	J A 西川支所
2		西川町立病院	17		西川郵便局
3		西川町保健センター	18	間沢	間沢郵便局
4		老人福祉センター	19		山形銀行 西川支店
5		にしかわ保育園	20	きらやか銀行 間沢支店	
6		西川小学校	医療機関、福祉施設、接骨院等		
7	睦合	西川駐在所	21	佐藤接骨院	
8		西川町商工会	22	渡辺接骨院	
9		西川町土地改良区	23	海味	ケアハイツ西川
10		西村山地方森林組合	24		とこしえ西川
11	間沢	交流センターあいべ	25	大沼歯科医院	
12		月山観光タクシー	26	桜井歯科医院	
13	水沢	道の駅にしかわ	27	間沢	荒木接骨院
14	睦合・海味・間沢地区公民館・集会所		28		陰陽堂治療院
			調剤薬局		
15	睦合・海味・間沢地区路線バス停留所		29	海味	ブナの森 高取薬局
			30		ら・ふらんす調剤薬局 西川店
飲食店					
31	睦合	まるきや	37	間沢	玉貴
32		武兵エそば	38		加登屋
33		十三時	39		美どり亭
34	海味	六十里越ドライブイン	40		そば処一松
35		ひょうたん	41		美味しんぼ あきば
36	間沢	出羽屋	42		山六食堂
店舗					
43	睦合	玉谷製麺所	60	海味	理容みやま
44		まるろく	61		やました美容室
45		設楽酒造店	62		かしわぐら理容館
46		セブンイレブン西川町睦合店	63		亀屋理容所
47		黒坂理容所	64		オリーブ
48		コメリハード&グリーン 西川店	65		さらぬま
49	薬王堂 山形西川店	66	三澤商店		
50	海味	A コープ 西川店	67	間沢	マルコウ
51		フレッシュマート シブヤ	68		黒坂商店
52		山竹商店	69		間沢美容室
53		国井商店	70		あらき精肉店
54		マルハルさとう	71		菓子処松月
55		西谷食品	72		セブンイレブン西川町間沢店
56		ニシタニ	73		理容キクチ
57		アルス	74		アラキ理容所
58		松野屋商店	75		奥山電化センター
59		産直 わかば屋	76		佐藤輪店

※順不同
 ・主な拠点施設の一覧ですので、その他事業所等あれば予約時にお申し出ください。
 ・施設名は一部（(有)(株)など）省略・通称表示しています。

＜お問い合わせ先＞ 西川町町民税務課 町民生活係 ☎0237-74-4118

【訂正版】

— 西川町のあたらしい地域公共交通 —

「デマンド(予約)型乗合タクシー」が はじまります！

とっても便利。
こでらんにえ！！



令和4年4月1日（金）から 運行エリア町内全域へ！ ※志津・月山沢地区を除く

予約型乗合タクシーとは？

- … 自宅と目的地の間を通院、買い物などに利用できる交通手段です。
- ※通常のタクシーとは異なり、決まった時間に、他の利用者と乗り合いで各目的地まで運行します。



《登録方法》

★まずは事前登録を！



◎西川町に住所を有する方で

あれば、どなたでもOK

※原則、一人で乗り降りできる方

※未就学児の場合は、保護者等の同伴が必要です。

◎「西川町デマンド型乗合タクシー

一利用登録申請書」を、役場町

民税務課（☎74-4118）または

月山観光タクシー(株)へ提出して

ください。

※障がいをお持ちの方は、障害者手帳もあわせて提出をお願いします。

《利用方法》



① 電話で予約します。

月山観光タクシー(株)(☎74-2310)

へ電話予約をしてください。

※氏名、住所、利用日時・時間、乗降場所をお伝えください。

★7時台～9時台の便

… 前日の17時まで

●上記以外の便

… 当日の9時まで

必ず予約をお願いします。



② 予約時間前に乗車場所で待機します。



③ 他の利用者と乗合で目的地に向かいます。

〔運行内容・時刻は裏面へ〕

ご利用内容

□運賃

1人1乗車 **300円**

※障がい者の方は半額、中学生以下は無料です。

運賃は、**乗車時**にお支払いください。



□運行区間

自宅と睦合・海味・間沢地内の拠点施設（公共施設・医療機関・金融機関・店舗等）

及び「道の駅にしかわ」の間を運行します。P4をご参照ください

□運行日

月曜日から金曜日

（土曜・日曜・祝日、8月13日～8月16日、12月29日～1月3日は運休）

□運行回数・時刻

4ルート（各ルートの運行時刻は下記のとおり）

①大井沢ルート（大井沢、本道寺、月岡、水沢、網取）

行き		帰り	
自宅発	拠点施設着	拠点施設発	自宅着
★7:45	8:30頃	10:30	11:15頃
★9:15	10:00頃	12:00	12:45頃

②小山ルート（小山、入間、沼山、原）

行き		帰り	
自宅発	拠点施設着	拠点施設発	自宅着
★8:00	8:30頃	10:30	11:00頃
★9:00	9:30頃	11:35	12:05頃

③岩根沢・小沼ルート（岩根沢、小沼）

行き		帰り	
自宅発	拠点施設着	拠点施設発	自宅着
★8:10	8:30頃	10:30	10:50頃
★9:20	9:40頃	11:35	11:55頃

④東部（睦合、吉川、海味、間沢）・道の駅にしかわルート

出発	到着
自宅又は拠点施設	自宅又は拠点施設
★8:40	9:00頃
★9:50	10:10頃
10:55	11:15頃

※東部・道の駅にしかわルートは、拠点施設間の利用も可能です。

注) ★印は前日の17時まで予約をしてください。（無印は当日の9時まで予約してください。）

注) 他の利用者と乗り合いのため、上記時間は目安の時間になります。あらかじめご了承ください。

□利用上の注意

◎時間に余裕をもってご予約ください。

（上記以外の時間をご希望の場合は、通常のタクシーをご利用ください。）

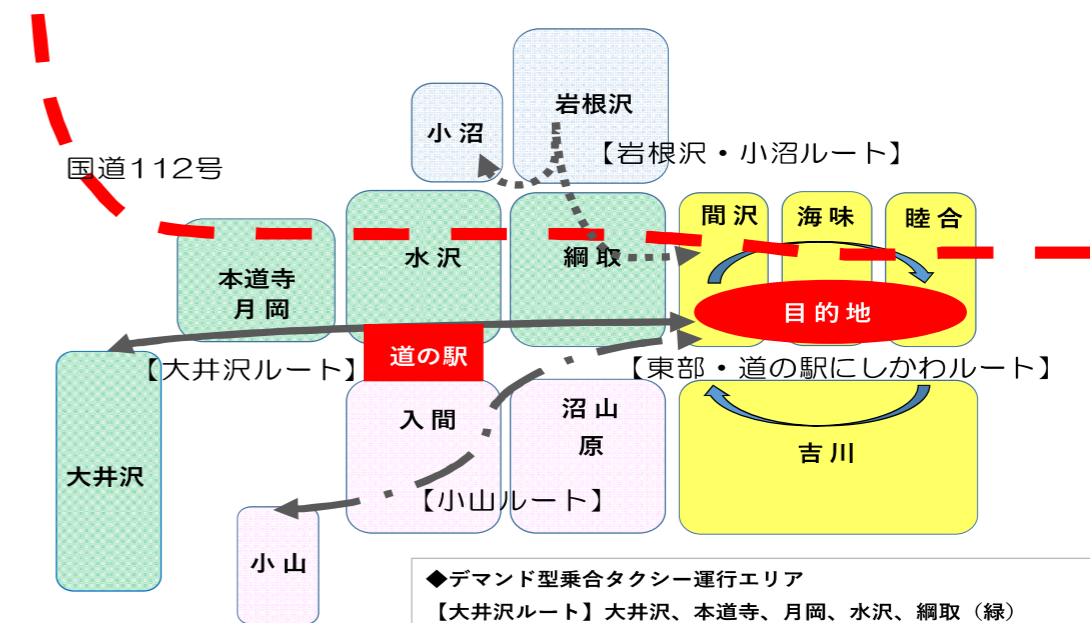
◎予約した内容に変更がある場合やキャンセルされる場合は、すぐに月山観光タクシー(株)

（☎0237-74-2310）へご連絡ください。

◎乗降箇所は、各1箇所のみとなります。

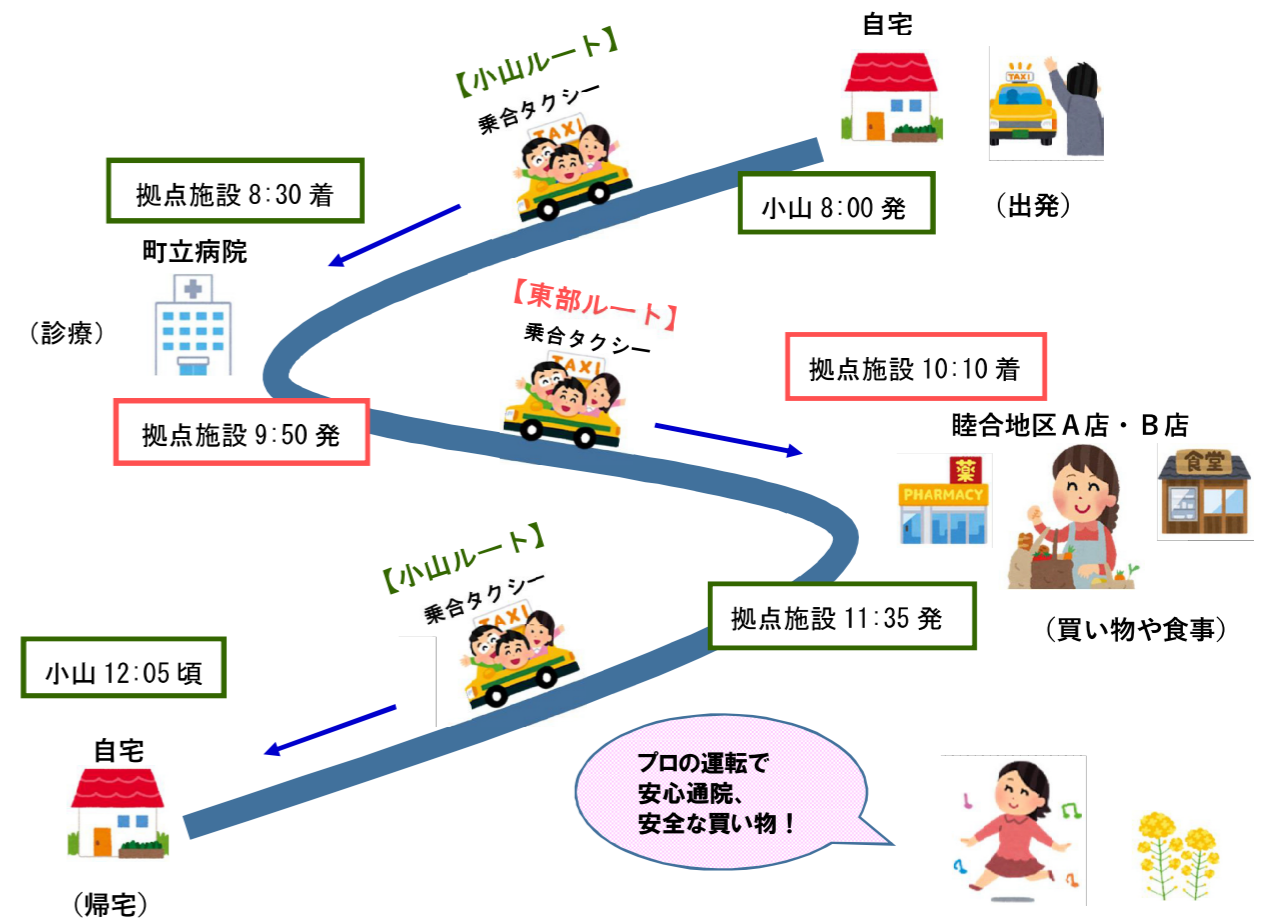
（自宅→目的地→目的地のように、2箇所以上の立ち寄りはありません。）

<デマンド（予約）型乗合タクシーエリアイメージ図>



◆デマンド型乗合タクシー運行エリア
 【大井沢ルート】大井沢、本道寺、月岡、水沢、網取（緑）
 【小山ルート】小山、入間、沼山・原（桃色）
 【小沼ルート】小沼、岩根沢（青）
 【東部・道の駅にしかわルート】睦合、吉川、海味、間沢（黄色）
 ※目的地は睦合・海味・間沢地内の拠点施設

～ 乗合タクシーの使用例 ～



プロの運転で
安心通院、
安全な買い物！

運送しようとする区間又は区域(デマンド型乗合タクシー)

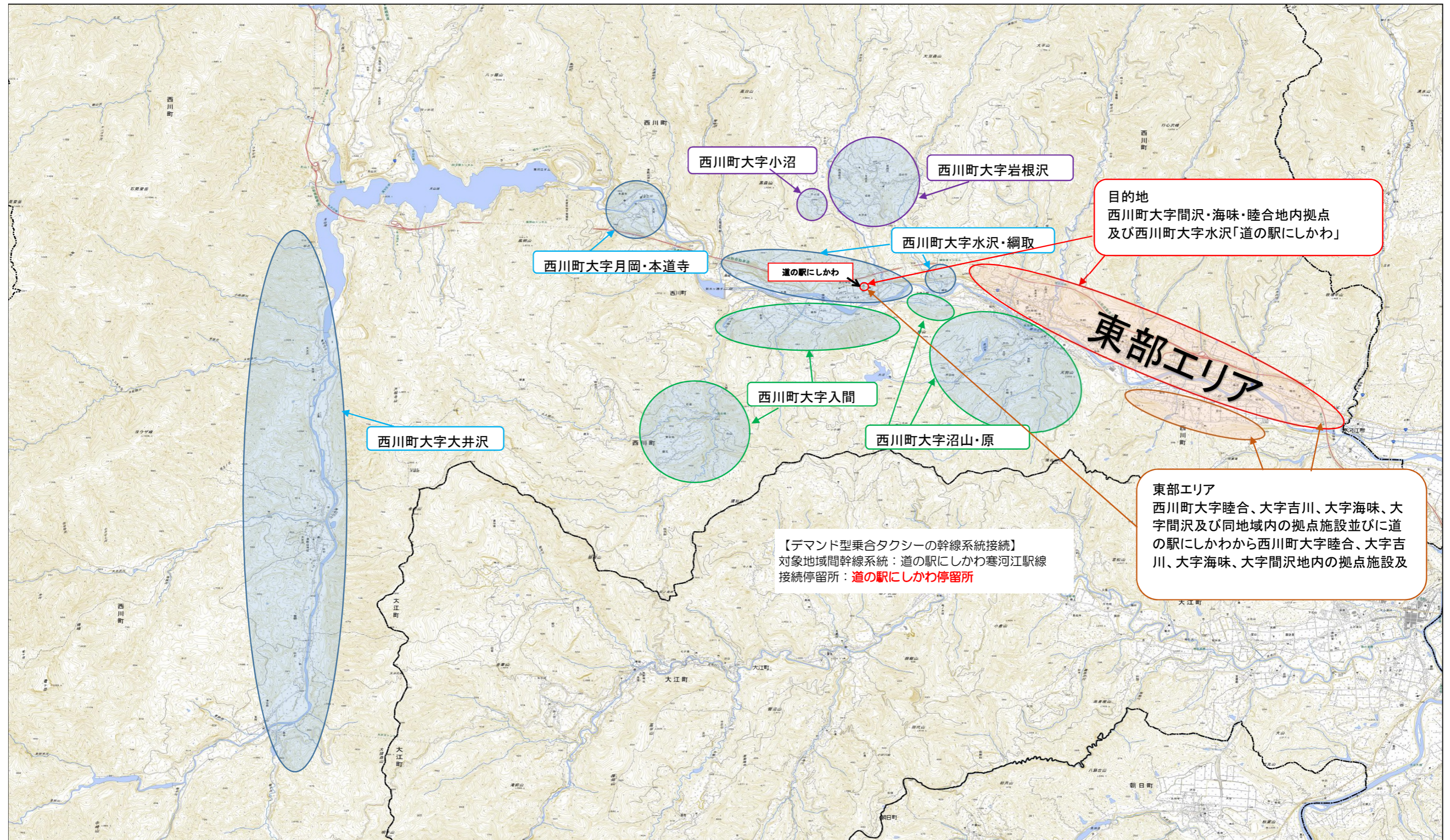


表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	西川町
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	4,956
交通不便地域等	4,956

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
4,956人	町内全地区	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第1項

地域公共交通利便増進計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2))(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)